

議案第 5 号

平成 2 3 年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 予算

平成 2 3 年度鳥取県の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 5 2, 7 0 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

平成 2 3 年 2 月 1 4 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 2,512
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,512
2 繰 越 金		95,716
	1 繰 越 金	95,716
3 諸 収 入		54,478
	1 県 預 金 利 子	551
	2 貸 付 金 元 利 収 入	53,575
	3 雑 入	352
歳 入	合 計	152,706

歳 出		
款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		152,706 <small>千円</small>
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	152,706
歳 出 合 計		152,706

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修学資金等貸付金	平成24年度から 平成28年度まで	<div style="text-align: right;">千円</div> 112,044